

岸和田市市民活動団体応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動団体が地域社会の課題解決に向けて実施する事業に対し、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して調達した寄附金（以下「寄附金」という。）を原資に岸和田市市民活動団体応援補助金（以下「補助金」という。）として交付することに関して、岸和田市補助金等交付規則（平成11年規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民活動団体

NPO（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）のほか、不特定かつ多数のものの利益の増進を目的とし、市民が主体となって社会的な課題の解決に取り組む、営利を目的としない活動を行う団体をいう。

(2) クラウドファンディング

地域の課題又は社会的な課題の解決に向けて民間団体等が実施する事業への支援を目的として、インターネットを通じて、不特定多数の者から資金を調達することをいう。

(3) ふるさと納税

地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第9号に規定する負担付きの寄附を除く。）をいう。

(交付対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する市民活動団体とする。

- (1) 市内に主たる事務所を有し、市内において法別表に掲げる活動その他これに類する市民活動を継続して1年以上行っている市民活動団体であること。
- (2) 3名以上の構成員により組織されていること。
- (3) 定款又は規約を定めていること。
- (4) 総会、理事会等において団体の意思決定をしていること。

- (5) 活動内容、事業実績、財務状況等を団体のホームページ、内閣府NPOポータルサイト、公益事業コミュニティサイト等において公開していること。
- (6) NPO法人にあつては、法第29条の規定により所轄庁に対し事業報告書等を提出していること。
- (7) 過去10年間に於いて、第10条による指定事業の取消し又は第13条の規定による補助金の交付決定の取消しを受けていないこと。
- (8) 役員及び構成員が岸和田市暴力団排除条例（平成25年岸和田市条例第35号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (9) 法令等に違反する活動又は公序良俗に反する活動をしていないこと。

（交付対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法別表に掲げる活動を行う事業であること。
- (2) 主として市内において実施する社会課題や地域課題の解決に資する事業であること。
- (3) 団体の構成員のみを対象とする事業でないこと。
- (4) 本市の施策に沿った公益性の高い事業であること。
- (5) 本市から委託を受けている事業でないこと。
- (6) 国、府、その他の団体及び本市からこの要綱に基づく補助金以外の補助金、助成金を受けていないこと。
- (7) 宗教的、政治的活動に関する事業でないこと。
- (8) 法令等に違反する事業又は公序良俗に反する事業でないこと。

（交付対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、交付対象事業の実施に要する費用とする。ただし、次に掲げる経費は、対象としない。

- (1) 交付対象団体の運営及び管理をするための経費
- (2) 交付対象団体の構成員に対する経費
- (3) 土地、建物及び車両等を購入するための経費
- (4) 減価償却できない資産を購入するための経費
- (5) 交際費、慶弔費、懇親会費、積立金、視察研修費・研究費（ただし、事業又は活動に直接的な効果を及ぼすと認められるものは除く）、他団体への会費・負担金・補助金、過度な贈答品・記念品

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、第7条第2項の規定により指定した事業のために受けた寄附金の合計額から、寄附金の募集に際し市が負担した費用を除いた額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内で交付する。

（交付対象事業の申請及び指定）

第7条 本事業に応募しようとする市民活動団体は、次に掲げる書類を市長が定める時期までに申請する。

- (1) 岸和田市市民活動団体応援補助金交付事業認定申請書（様式第4号）
- (2) 団体の活動状況（様式第2号）
- (3) 役員及び構成員の名簿
- (4) 定款又は会則等
- (5) 事業計画書（様式第5号）
- (6) 収支計算書（様式第6号）
- (7) 誓約書（様式第7号）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があった場合、市長が別に設置する選考委員会による審査を経て交付対象事業の指定又は不指定を決定し、岸和田市市民活動団体応援補助金交付事業指定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（指定事業の公表）

第8条 市長は、前条の規定により指定を受けた事業（以下「指定事業」という。）を、市のホームページ等により公表するものとする。

（指定事業の変更等）

第9条 指定事業を実施する市民活動団体（以下「事業指定団体」という。）は、その指定事業の変更、中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ岸和田市市民活動団体応援補助金交付事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（指定事業の取り消し）

第10条 市長は、事業指定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により事業の指定を受けたとき。
- (2) 法令等に違反する事象があったとき。
- (3) この要綱又はこれに基づく指示に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が事業の指定を取り消す必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取り消しをしたときは、当該事業指定団体に対し、その旨を文書で通知するものとする。

(交付申請)

第11条 補助金の交付を受けようとする事業指定団体は、指定事業に係る寄附金の募集を終了した日の属する年度の翌年度に、次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を市長に申請するものとする。ただし、補助金の額が1,000円未満の場合にあっては、申請することができないものとする。

- (1) 岸和田市市民活動団体応援補助金交付申請書（様式第10号）
- (2) 補助金活用計画書
- (3) 収支計画書

(交付決定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容について審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、その決定をし、岸和田市市民活動団体応援補助金交付決定通知書（様式第11号）により事業指定団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査及び現地調査等の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、岸和田市市民活動団体応援補助金不交付決定通知書（様式第12号）により事業指定団体に通知するものとする。

(交付の取り消し等)

第13条 市長は、次に掲げる場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消しすることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を不正その他不適当な用途に使用したとき。
- (3) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助金を交付することが適当でない判断されたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と判断した場合。

2 市長は、補助金の交付の決定の取り消しをしたときは、速やかにその旨について理由を付して事業指定団体に文書で通知するものとする。

(実績報告)

第14条 事業指定団体は、指定事業が完了したときは、当該指定事業が完了した日の

翌日から1月以内又は同日の属する年度の末日までのいずれか早い日に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 岸和田市市民活動団体応援補助金交付事業事業完了報告書（様式第14号）
- (2) 実績報告書（様式第15号）
- (3) 収支決算書（様式第16号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の報告を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、岸和田市市民活動団体応援補助金確定通知書（様式第17号）により事業指定団体に通知するものとする。

（補助金の交付）

第16条 補助金は確定通知後に事業指定団体からの請求に基づき交付する。

- 2 前項の請求は、岸和田市市民活動団体応援補助金交付請求書（様式第13号）により行うこととする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、指定事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、概算払いにより交付することができる。
- 4 前項の規定により概算払いによる補助金の交付を受けた事業指定団体は、前条の規定による補助金の額の確定後速やかに精算をしなければならない。

（報告、調査等）

第17条 市長は、必要があると認めるときは、指定事業の実施について状況報告書の提出を求め、又は補助金に係る関係書類を調査することができる。

（補助金の返還）

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金の全部又は一部を事業指定団体に返還させるものとする。

- (1) 事業完了後に交付した補助金に残金が生じた場合
- (2) 第13条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されている場合は、当該取り消しに係る部分
- (3) 指定事業を実施しなかった場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

（個人情報の保護）

第19条 事業指定団体は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別

することができるものをいう。)の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報을適正に取り扱わなくてはならない。

(財産の処分の制限)

第20条 事業指定団体は、指定事業により取得し又は効用の増加した次の各号に掲げる財産を、市長の承認を得ないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 機械及び重要な器具のうち市長が指定するもの
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(書類の保存)

第21条 補助金の交付を受けた事業指定団体は、指定事業の実施に関する書類及び帳簿等の関係書類を、補助金を交付した会計年度の属する年度の翌年から起算して5年間保存しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、前条各号に掲げる財産に関するものにあつては、市長が定める期間とする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月26日から施行する。

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。